

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 2 9 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 渡部補佐官

大西法務専門官

地籍調査を現に実施中の区域内の土地について地方公共団体が筆界特定の申請をする場合に、公共嘱託登記土地家屋調査士協会がその代理等の業務を受託することについて

土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）による不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）の一部改正により、地籍調査の円滑化・迅速化等を図る観点から、地方公共団体による筆界特定の申請制度（同法第 1 3 1 条第 2 項）が創設され、その事務の取扱いについて、令和 2 年 9 月 2 5 日付け法務省民二第 7 4 5 号民事局長通達「土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係）（通達）」及び同日付け法務省民二第 7 4 6 号民事局民事第二課長依命通知「地籍調査を現に実施している地方公共団体による筆界特定の申請に係る不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）」が発出されたところです。

ところで、公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）が地籍調査業務を受託することについては、平成 2 3 年 1 月 3 1 日付け法務省民二第 2 4 5 号民事局民事第二課長回答「公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて（回答）」により、土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）上何ら支障がない旨通知されているところ、地籍調査を現に実施中の区域（原則として、地籍調査が開始された後、国土調査法（昭和 2 5 年法律第 1 8 0 号）第 2 0 条第 1 項に基づき地籍調査の成果の写しが登

記所へ送付されていない区域をいう。) 内の土地について，地方公共団体が不動産登記法第 131 条第 1 項又は第 2 項に基づく筆界特定の申請をする場合に，当該筆界特定手続についての代理や当該手続に必要な書類の作成等を協会が業として受託することは，地籍調査業務の全部又は一部を協会が受託しているかどうかにかかわらず，土地家屋調査士法第 64 条に違反しないものと解されますので，その旨連絡します。